

百七十三億一千万円、専賣局益金五十八億三千三百余万円、印刷局及びアルコール専賣事業益金一億百五十余万円、病院その他官業収入一億四千三百三十余万円、官有財産収入二億千八百余万円、價格差益納付金五億五千八百余万円その他でございます。また歳出のうちにおもなる経費については、終戦処理費五十九億四千万円、賠償施設処理費三億三千六百万円、價格調整費十五億四千万円、物資及物價調整事務取扱費八億八百万円、公共事業費十一億七千九百万円、地方分與税分與金七億四千万円、地方警察費國庫負担金七億四千万円、復金等に對する政府出資金二十億百五十万円、國債償還二億千五百余万円、同胞引揚費五億五千六百余万円、小學校教育費國庫負担金二十二億四千六百余万円、農地改革費六億千八百余万円、船舶運賃會補助四億五千余万円、予備費一億四千万円その他でございます。

次に、質疑應答の大要は次の通りであります。

昭和二十二年度分水害復旧費及び六・三割の経費が計上されてないのは何ゆゑであるか。政府は計上の意思があるかどうかとの質問に對し、政府側より、本暫定予算に計上するため最善の努力をしてきたのであるが、できなかつたのは遺憾である、しかし現在も關係方面と折衝してあり、追加計上もしくは本予算の編成の際には繰りこむ希望を失つてないとの答弁がありましたが、その後この予算の審議中、二、三日中に提案の運びとなつた旨の報告がありました。

また、財源に實際収入のない所得税のこときを計上してあるのは當を得てないのではないかと質問に對して、政府側から、政府としても暫定予算には歳出のみ計上すべしとの意見もあるのであるが、一應現行税制において年間の見通しを立てて計上したものであるとの答弁があり、また大藏省証券及び一時借入金インフレを促進すると思ふがどうかとの質問に對し、政府側より、稅收の時期的ズレによる通貨の増殖は認めるが、追つて本予算の編成においては、健全財政、健全金融の建前から、インフレ克服の施策を十分に取上げていく方針であるとの答弁がありました。

また、政策協定のうち軍事公債利拂停止を公約せる芦田内閣が、その處理をなすべき委員會の決定を見ない前にその利子を計上してあるのは公約無視ではないかと質問に對し、政府側より、本暫定予算は與黨の代表である閣僚と閣議において決定したものであり、また過去六ヶ月にさかのぼる経過利子であり、その上無記名公債であつて、外國人の所有者も含んでおりますので、今日國家クレジット、民間クレジットの進行している現在、國際的信用に悪影響があるのを計上したのであるとの答弁でありました。なお、軍事公債の利拂停止の処置とはいかなる意味をもつていのであるかと質問に對して、政府側より、利拂停止を前提とするものであるから、そのために委員會をつくり、停止の方法を決定するものであるとの答弁があり、また利拂停止の時期はいつであるかと質問に對しては、早急に委員會を開いて決定するつもりであり、本予算編成にはその措置をとり得るものと思ふとの答弁がありました。

また、復興金融公庫に対する出資金が計上されておらず、復金に對しては、借入し、不正貸出、歴大なる資金の使途が不明であるとの非難を聞くが、政府は監査に對していかなる責任をとつていのかとの質問に對し、貸出については十分嚴重に監査ができるのであるが、物價政策の建前から赤字補填として融資するので、貸すことが主であり、嚴重に監査をしているのであるが、未だ十分であるとは言えない、しかし不正事実があれば、政府として相當な決意をもつて善処する、また監査制度には委員會を設けて回收の促進をはかりたいとの答弁がありました。

また、財政法第三條の特例について、政府側より、鐵道、通信料金、タバコの値段改訂は國會の審議によつて決定し、特例は設けなないが、他のこまかい配給品のものは特例によるとの答弁がありました。

なお、三党政協協定、行政整理案、稅制改正、特別會計独立採算制その他についての質疑應答は、速記録を御參考に願ひたいと思ひます。

次に討論に入り、民主自由黨を代表し原健三郎君より、三党政協協定の内容があいまいであつて、この予算編成の基礎的な問題が不明瞭であるのは残念である、また水害対策費及び六・三割予算については今後一段の努力を必要とし、本予算提出の際に審議に十分な余裕をおくべきであるとの希望がありました。また軍事公債利拂停止には反対であるが、この暫定予算の緊急性に鑑み原案に賛成する。

次に、日本社會黨を代表し河合義一君より、この暫定予算には軍事公債費が計上されておらず、及び水害対策費の計上されてないのは残念であるが、三党政協協定の一つである軍事公債利拂停止が政府の答弁から確認されたこと及びこの予算に計上されている諸支出の緊急性に鑑み原案に賛成する。

また民主黨を代表し小島徹三君より、本暫定予算は適切なものとして原案に賛成する。

國民協同黨を代表し河野芳滿君より、芦田内閣成立直後の暫定予算であり、國際的信用を考慮して原案に賛成。

第一議員俱樂部を代表し東井三代次君より、本予算案の提出の際には關係

資料を十分提出し、かつ審議に余裕をもたすべきことを希望して原案に賛成されました。

農民黨を代表し中村寅太郎君より、三党政協協定の杜撰、歳入面の國民所得の把握の不十分、特に農業の生産性に対する經費の乏しいこと、以上の理由をもつてこの暫定予算を返上し、また日本共產黨を代表し野坂參三君より、この暫定予算の歳出において資本家擁護である点、經濟再建・文化費の僅少、人件費においては未だ決定されていない二千九百二十円の賃金ベースをもつて計上してあること、また歳入において所得稅の加重、法人稅の輕減、以上の理由をもつて、編成善を要求して本予算を返上するとの討論がございました。

かくて採決に入りまして、この暫定予算の返上論は少數をもつて否決され、原案は多數をもつて可決されました。

以上、簡單でございますが、御報告いたす次第であります。

○議長(松岡剛吉君) 討論の通告があります。これを許します。中村寅太郎君。

〔中村寅太郎君登壇〕

○中村寅太郎君 芦田内閣は、きわめて不明朗なる感じを國民に與えながら、不明瞭なる政策協定のもとに辛うじて出だしたのであります。本予算案を見ますときに、不明瞭なる性格が暫定予算の面にも現れておるのであります。

すなわち、歳入の面に目を進めまするとき、そこには國民所得の實態を無視して、きわめて杜撰きわまる基礎の上に歴大なる租稅收入が上げられてお

るのであります。しかも、かくのごとき膨大な租税の完納がむづかしいというようなことは、政府といえども私は考えているであらうと思つてあります。かくのごとき膨大な租税を基礎に組上げましたところの歳入に對し、さらにその歳出面を見ますときに、この内閣の無能ぶりがきわめて露骨に現わされていると思つてあります。すなわち、國民經濟を培うような生産的な費目というものがきわめて少いのであります。殊に農業生産面に目を向けますとき、ほとんど考慮されておられないという感じが深くいたすのであります。これでは、片山前内閣が企画いたしましたところの一割増産計画を実現しようとして、全消費者の食生活の安定を期せんものとして、營管として努力を續けておられますところの全國農民をして失望せしめるのみならず、ひいては來年度における消費者の食生活がやがて安定するであらうと期待しておりましたものが、またここに覆えされることになると思はれるのであります。かくのごとき、歳入歳出ともにわれ／＼の斷じて賛成し得ない面が非常に多いのであります。

私は、かくのごとき点から考えまして、政府にこれを改めて組みかえることを要求いたしましたして、反対を述べるものであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 原健三郎君の發言の通告が正式には漏れていたのであります。が、この際計すことに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。原健三郎君。

昭和二十三年四月二日

衆議院會議録第三十七卷

衆議院會議録第三十七卷

〔原健三郎君登壇〕
○原健三郎君 私は、民主自由黨を代表いたしましたして、強力なる意見を附しまして、賛成の意を表するものであります。

暫定予算を通じて、芦田内閣のよつて立つべき基礎である三党協定なるものが、いかにあいまいなものであり、無責任なものであり、しかもさらに未だ十分に基礎ができていなかったものであるかといふことを、われ／＼は認識することができたのであります。(拍手)このことを第一に申し上げておきたい。

さらに、二十三年度の予算の基本的なる前提となるところの經濟政策、なにかんづくインフレ対策、税制の改革、物價の改訂、賃金の改訂、さらには行政整理などにつきまして、何ら政府には具體的の施策がなかつたといふことを知つたことは、われ／＼はなほ遺憾千萬とするところであります。(拍手)しかも本予算は二十三年度予算の一部で、暫定予算ではありませんが、芦田内閣の財政經濟政策の基盤を示すもので、きわめて重大であります。かくのごとき重大なる予算において、今申し上げました重大なる經濟政策の片断も、うかがわれないと言つてもあえて過言ではないと同時に、しかも將來に向つての昭和二十三年度の本予算についても、これらの經濟政策の具體的な施策をわれ／＼はうかがうことができなかったことを、重ねて遺憾なものでありますと言明するものであります。(拍手)

さらに、三党協定の重要な一項目であるところの軍事公債拂拂停止に関する政府の態度がいまいであつたことは、予算委員会を通じて暴露されたところであります。しかしながら、われわれがしば／＼これを追究いたしました結果、結局のところ軍事公債の利拂を停止するということに政府の態度は決定いたしました。しかもさらに、五月以降の本予算にはこの利子は計上いたしませんといふことを明確に言明いたしたのであります。(拍手)この結果は國家國民に及ぼす影響のきわめて重大であることは申すまでもないのであります。(拍手)この事實は、財界、經済界あるいは國家國民に及ぼすところの重大なる影響をわれ／＼はよく知つております。知つているがゆゑに、わが党といひましては、軍事公債の利拂停止に對しては絶対反対であります。(拍手)

次に災害対策については、その緊急性からいたしまして、わが党の極力主張したところでありましたが、一兩日中に追加提出することを政府が確約いたしましたから、これを諒といたしまして、この重大性に鑑みまして、さらに災害復旧の全体の費用について責任をもつて考慮すべきことを、この際政府當局に警告するものであります。

次に六・三制につきましては、わが党の支持してきた政策であります。この予算は前片山内閣より引續き追加計上を確約したにもかかわらず、政治力の貧困のため延期したものであります。しかるに國民の輿論に押されて、ここに近く追加の運びに至りましたことは、われ／＼といたしましては、はなはだ不足ながら諒とするとところであります。しかしながら、地方財政の困憊せる今日、かつまた文化國家建設のため、教育振興のためにも、今後一段の努力を政府に要望するものであります。

われ／＼は、このたびの予算審議については、十分の審議をするの時間を與えよといふことをかねてから政府に警告を發してきたのであります。しかるに政府は、今回も政府側の事情によつて、十分な審議の時間を與えることができなかったことは遺憾にたえないところであります。しかしながら、われわれは事の緊急性に鑑みて、はなはだ不足ながら本暫定予算に賛成するものであります。

以上をもつて終ります。

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は終局いたしました。

同案を一括して採決いたします。同案の委員長報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

全官公廳爭議解決に関する勸告決議案(赤松勇君外三十九名提出)を提出いたします。すなわち、赤松勇君外三十九名提出、全官公廳爭議解決に関する決議案は、提出者の要求通り委員会の審査を省略してこの際上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 笹口君の勸議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

全官公廳爭議解決に関する勸告決議案を議題といたします。提出者の報告を許します。赤松勇君。

全官公廳爭議解決に関する勸告決議案

全官公廳の爭議は國民生活及びわが國經濟再建に重大なる影響をもつものである。よつて衆議院は本爭議を左記の方法によつて円満解決を図ることを当事者に勸告する。

一、賃銀給與に関する基本原則の点については政府と全官公廳労働組合連絡協議会との間になお相當の考へ方の相違があるとしても俣拂い二千五百円を除く四百二十円の支拂方法の操作については円満妥結の可能性は十分にあると考えられる。よつて政府は全官公廳労働組合連絡協議会と速かに團體交渉を行ひその要求を尊重すること。

二、さきに國會が可決した「政府職員俸給等に関する法律」は一時支拂の暫定給與である。従つて政府は臨時給與委員會の第一報告書及び第二報告書に示された意向を參照して國鉄を含む全官公廳労働組合連絡協議会と團體交渉を行ひ從業員の意向を尊重し速かに國會に法律案を提出すること。

二二九

三、政府は二千九百二十円基準に基く支拂に關しては決議案第二項において勧告した法律によることを確認すること。

四、政府は二千九百二十円賃銀基準が昭和二十三年一月の民間水準に基くものであるから新年度においてはなるべく速かに新賃銀基準決定に着手すること。

五、政府並に全官公廳労働組合連絡協議会は問題をただちに平和的事態に移し互譲の精神をもつて解決を計ること。

右決議する。

〔赤松勇君登壇〕
○赤松勇君 財政金融委員の提案に相なります全官公廳労働組合に関する勧告決議案の趣旨を明をいたします。

まず最初に、本勧告決議案の朗読をいたします。

全官公廳労働組合に関する勧告決議案

全官公廳の争議は國民生活及びわが國經濟再建に重大なる影響をもつものである。よつて衆議院は本争議を左記の方法によつて円満解決を図ることを当事者に勧告する。

一、賃金給與に關する基本原則の點に關しては政府と全官公廳労働組合連絡協議会との間になお相當の考へ方の相違があるとしても仮拂二千五百円を除く四百二十円の支拂方法の操作に於いては円満妥結の可能性は十分にあると考へられ、よつて政府は全官公廳労働組合連絡協議会と速かに團體交渉を行ないその要求を尊重すること。

二、さきに國會が可決した「政府職員の俸給等に関する法律」は一時支拂の暫定給與である。従つて政府は臨時給與委員會の第一報告書及び第二報告書に示された意向を參照して國庫を含む全官公廳労働組合連絡協議会と團體交渉を行い從業員の意向を尊重し速かに國會に法律案を提出すること。

三、政府は二千九百二十円基準に基く支拂に關しては決議案第二項に於て勧告した法律によることを確認すること。

四、政府は二千九百二十円賃銀基準が昭和二十三年一月の民間水準に基くものであるから新年度においてはなるべく速かに新賃銀基準決定に着手すること。

五、政府並に全官公廳労働組合連絡協議会に問題を直ちに平和的事態に移し互譲の精神を以て解決を計ること。

右決議する。

以上が、本勧告決議案の内容であるのであります。

私は、この際政府に對しまして、二つの點に對して強い希望を附しておきたいと思ふのであります。

まず第一點であります。本勧告決議案の中の第三項に示されております、すなはち「決議案第二項において勧告した法律によることを確認すること」といふ點であります。この點に對しまして、現在全官公廳労働組合連絡協議会に所屬いたします全從業員諸君は、この法律案がいつ出るかといふことに關しまして、異常なる関心をもちつておるのであります。しかも、これに關する政府の具体的な意思表示がな

いたために、不測の事態を發生するかも知れないやうな、そうしてまたわれわれの考へていない多くの誤解が組合の内部に起きおるといふことを考へますとき、私はこの際、政府は速やかに本法案をいつごろ國會に提出するかといふことの具体的な示しも明確な意思表示を速やかに近い將來にしたいのであります。

第二點であります。第四項の二千九百二十円賃銀基準は、當然新年度におきましては新賃金ベースが決定されるのであります。この際私は、給與委員會におきましてはやはり論議になつた點であります。この點につきまして政府に強い希望を附しておきたい。

それは今日の賃金ベースといふものは、インフレそのものをば安定させ克服することなくして、定めた賃金ベースは断じて生れてこないものであります。この點に關しまして、特に經濟安定本部長官、大藏大臣は、現下のインフレの悪性化の現状を直視いたしまして、しかも名目賃金によつて極度に悲惨なる生活をしておりますところの全官公廳に屬する官吏の諸君の生活状態をば明確に認識いたしまして、これに對するところの具体的な名目賃金の裏づけをすることによつて、すなわち実質賃金の確保をしなければならぬと思ふのであります。本議場におきまして、しばしば労働大臣は、物による賃金の裏づけを言明されておりますが、これはひとりと労働大臣の問題であるばかりでなく、これこそは芦田内閣が全力を傾注して、わが國のインフレを克服するために、わが國の經濟再建のため、わが國の労働力をば百パーセン

ト結集活用するために、第一に、すべては安定した賃金制度の上に労働力を活用しなければならぬといふ、その労働政策を重要視するといふことに問題がかかつておると私は思ふのであります。

すでに給與委員會におきましては、三月月毎に賃金に關するスライドの問題が問題になりましたが、私どもも、やはりさういふ点につきまして深い関心をもちつておるのであります。来るべき新しい物價改訂の基本をなす、また昭和二十三年度の予算の編成の基本をなす、新たな賃金ベースの設定の際におきましては、一面において物の裏づけによるところの実質賃金の確保、他面におきましては現下の高進するインフレに對する強力なる手を打つて、労働大衆の生活を安定することによつてわが國の經濟再建を早めるといふ點に全力を芦田内閣は傾注していただきたいといふことを私は強く要望いたしまして、この勧告決議案の趣旨を明を終りたいと思ふのであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。林百郎君。

〔林百郎君登壇〕
○林百郎君 私は、日本共產黨を代表しまして、この全官公廳労働組合に関する勧告決議案に對し、反對の理由を左の五點に對して述べたいと思ふのであります。この勧告案は、全官公廳の諸君の下からの圧力によつてできたものであり、民主黨、社会黨、民主自由黨もまた全官公廳の労働者諸君の要求について一應考慮せざるを得なくなつたものといふ得ると思ふのであります。しかしながらこの勧告案は、次の

諸點においてなお芦田内閣の労働組合操縦策を合理化しようとする非難を免れないと思ふのであります。

第一は、加藤労働大臣も言つておりますごとく、二千九百二十円ベースといふものは、二月現在の計算によりますと、千八百円ベースの一割八分を下まわつておる。非現業の諸君に至つては千八百円ベースの二割七分を下まわつておる。これは加藤労働大臣もみづから言明しておるところであります。

この、とうてい全官公廳の労働者諸君が食べていられないところの二千九百二十円ベースを依然として固執しようといふことが、第一点においてわれわれの反對する点であります。

その次は、今回の全官公廳労働者諸君の争議の大きな原因が、この政府側の申入れを無條件に承認した労働組合については二千九百二十円の支拂をなすが、これを受け入れない組合に對してはこの支拂を拒否するといふ政府の組合分裂の策動によつて端を発しておるといふことを全然隠蔽し、擁護しようとしておるのであります。

第三としては、争議の解決前に争議の態勢を解くことを勧告しておるのであります。これは争議権に對する政府の干渉政策を國會みずから擁護しようとする危険が多分にあるのであります。(ノール)

第四としては、従つて手続において、國會が政府と労働組合との紛争に無用な介入を行い、本來その権限のないところの労働組合に對してすら争議態勢を解くことの勧告をするといふことは、國會がいたずらに負うべからざる責任を負ふことになるのであります。

す。國會は、行政府たる政府に対して要求することは正しいが、労働組合に對してまで責任をもつてこの勧告をする必要はないと思ふのであります。

第五として、特に第四項において、またもやベース賃金制を固執しておるのでありますが、そも／＼ベース賃金制は、明らかに身分給と能率給の悪用による組合の分裂を策しておるのであります。

共産党としては、以上の五点において本決議案に遺憾ながら賛意を表するわけにいかないであります。

今や適正價格による完全配給を基礎とする最低賃金制の確立なくしては、労働者の生活安定はもちろんのこと、生産の再建は不可能なのであります。

これは、ただいま提案者である赤松議員も表明しておる点であります。しかるに、この最低賃金制の確立については一言も触れずして、依然として政府の組合分裂策であるところの賃金ベース制を固執しようとしておるところの本決議案に対しては、共産党は反對するものであります。

以上をもつて、私の反對理由を終りたいと思ひます。

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は終局いたしました。採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて本案は可決されました。

第一 檢察廳法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、檢察廳法の一部を改正する法律案を議題と

いたします。委員長の報告を求めます。司法委員会理事山中日露史君。

檢察廳法の一部を改正する法律案
檢察廳法の一部を次のように改正する。

第二十三條 檢察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執行に適しないときは、檢察官適格審査委員會の議決及び法務總裁の勧告を経てその官を免することが出来る。

檢察官は、左の場合に、その適格に關し、檢察官適格審査委員會の審査に付される。

一 すべての檢察官について三年ごとに定時審査を行う場合

二 法務總裁の請求により各檢察官について隨時審査を行う場合

三 職權で各檢察官について隨時審査を行う場合

檢察官適格審査委員會は、檢察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執行に適しないかどうかを審査し、その議決を法務總裁に通知しなければならぬ。法務總裁は、檢察官適格審査委員會から檢察官がその職務を執行に適しない旨の議決の通知のあつた場合において、その議決を相當と認めるときは、当該檢察官の罷免の勧告をしなければならぬ。

檢察官適格審査委員會は、内閣總理大臣の監督に屬し、國會議員、檢察官、法務廳官吏、裁判官、弁護士及び日本學士院會員の中から選任された十一人の委員を

以てこれを組織する。但し、委員となる國會議員は、各々衆議院議員及び參議院議員の互選によるものとし、その員数は、六人とする。

前四項に規定するものの外、檢察官適格審査委員會に關する事項は、政令でこれを定める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

第二十三條第二項第一号に規定する定時審査の第一回審査は、これを昭和二十四年中に行ななければならぬ。

檢察廳法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により第四十三号の末尾に掲載〕

○山中日露史君 ただいま議題と相なりました。檢察廳法の一部を改正する法律案について、司法委員會の審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、本案の要旨について簡単に御説明をいたします。現行檢察廳法は、檢察官の嚴正かつ公平な公訴權の實行を期待する意圖から、その第二十三條において、檢察官は心身の故障その他の事由によりその職務を執行に適しない場合のみ限つて罷免されるといふ規定をいたしておりまして、強く檢察官の身分を保障してゐるのであります。

が、この現行制度に對して、檢察官が職務上の非能率あるいは重大な非行等によりその職務を執行に適しない場合

にも、なおこれを罷免することができないといふのでは、身分保障があまり強きに過ぎるという批判があり、また裁判官との權衡を失するとの意見もある。その職責の重要性に鑑み、檢察事務運営の適正をはかる必要から、三年ごとに行う檢察官の適格定時審査の制度を設け、併せて檢察官の罷免事由を拡張し、さらに檢察官適格審査委員會の構成員の過半数を國會議員とすることに改めるのが、本案の要旨とするところであります。

委員會は、去る二十七日本案の付託後ただちに政府の説明を聴き、次いで二十九、三十日と審査を進めてまいりました。が、檢察民主化のための新制度を採用する本案の重要性に鑑み、慎重な審議が続けられたのであります。

今、かいつまんで審査の内容を御紹介申し上げます。質疑のおもなる点は、第一に、本案第二十三條の罷免事由と裁判官の彈劾による罷免の事由とを對照してみると、文言は必ずしも同一ではないと思はれるが、たとえば、職務を怠るはだしく怠つたときというのは、職務上の非能率に含まれるか、また威信を著しく失つた場合であつて、職務をとるに適しないときも、本案の罷免事由の中にはないかどうかとの間に對し、本案では、全般の狀態について非能率という言葉を使用しているものであつて、裁判官彈劾法におけるこれらの文言の内容は、本案において罷免の事由となる旨の答弁でありました。

第二に、同條第四項の但書における檢察官適格審査委員會の委員となる國會議員の選定方法並びに數の割合はど

うなるかとの質疑に對し、別に官制は政令で規定されるのであるが、それには兩院同數の割合を考へてゐるとのことでありました。

第三に、同條第一項及び第三項の法務總裁の行い罷免勧告の意義及び檢察官適格審査委員會との關係、すなわち、たとへば法務總裁が審査委員會の決議の結果を相當と認めないときはどうなるかについて政府の見解を質しましたところ、政府の答弁として、最初審査委員會に議決を求めるのは法務總裁であるから、その議決と違ふことはなく、ただ審査委員會が、たとえば一般からの通知により審査を開始し、職權をもつてみずから議決したような場合、まれに意見の相違を見ることも予想されるが、そのときは議決の結果の通知を黙殺するか、あるいは他の処分を求めることになるかもしれない、この適格審査委員會は、議決はしても結果から見れば諮問機關である、しかし、事實はその議決を尊重することを建前とし、法務總裁が責任をもつて当該檢察官の罷免權者に對し罷免の勧告をするものであるとの見解を表明せられました。

以上が質疑應答のおもなる点であります。が、なお同條第四項の但書は、單に國會議員を委員に加えるというのであつて、必ずしも國會の代表者として参加せしめる趣旨ではないとの政府主張の根拠に對し、議員は國會を離れて意味はなく、代表者として選出するものが通例であるから、選定方法も互選に限るべきではなく、また數の割合も兩院の議席の割合に應ずべきであるとの意見によりまして、五月三十日、この

点に対する各党の共同提案になる修正案が提出せられたのであります。

次いで、同日討論に際し、各党委員より修正案に対する賛成の意見が述べられ、採決の結果、本案は全会一致をもって各党共同提案のごとく修正議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正であり、す。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

第二 臨時資金調整法を廃止する法律案(内閣提出)

第三 臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

第四 大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補填のための一般会計から繰入金に關する法律案(内閣提出)

第五 資金金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第二、臨時資金調整法を廃止する法律案、日程第三、臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律案、日程第四、大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補填のための一般会計から繰入金に關する法律案、日程第五、資金金特別会計法の一部を改正する法律案、右四案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を

求めます。財政及び金融委員理事梅林時雄君。

臨時資金調整法を廃止する法律案
臨時資金調整法は、これを廃止する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

臨時資金調整法を廃止する法律案
(内閣提出)に關する報告書
〔都合により第四十三号の末尾に掲載〕

臨時資金調整法の廃止に伴う措置に關する法律案

日本興業銀行は、昭和二十三年三月二十五日以前に発行した債券の償換のため債券を発行する場合に、日本興業銀行法第十二條の規定による制限によらないことができる。

昭和二十三年三月二十六日午前零時に、資金金特別会計に属する興業債券は、当該債券が譲渡されるまで、引き続きこれを資金金特別会計に属させることができる。

商工組合中央金庫は、昭和二十三年三月二十五日以前に発行した債券の償換のため債券を発行する場合に、商工組合中央金庫法第三十一條の規定による制限によらないことができる。この場合には、同法第三十三條第二項の規定は、これを適用しない。

昭和二十三年三月二十五日以前に臨時資金調整法第十條ノ四第一項又は第十條ノ五第一項の規定に基き発行された証券、同法第十條ノ七の規定に基き取り扱われ、又は同法第十

條ノ十一第一項の規定に基きなされた貯蓄、同法第十條ノ十二第一項又は第二項の規定に基き発行された証券並びに同法第十三條第一項の規定に基き発行された貯蓄債券及び國庫債券については、なお従前の例による。

臨時資金調整法第十條ノ七に規定する貯蓄で、昭和二十三年三月二十五日以前に政府がその取扱をさせる処分をなし、その処分に従つて同條に規定する命令に定める者が、この法律施行後その取扱をするもの並びに同法第十條ノ十二第一項に規定する証券で、昭和二十三年三月二十五日以前に政府又は都道府縣が当該証券を発賣させる処分をなし、その処分に従つて同條第一項又は第二項に規定する命令に定める法人が、この法律施行後發賣するものについて、また前項と同様とする。

資金吸收特別方策委員会は、これを廃止する。

この法律施行前になした行爲並びに第四項に規定する貯蓄及び証券並びに第五項に規定する証券に關し、この法律施行後になした行爲に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

臨時資金調整法第二十條の規定は、當分の間、なおその効力を有する。

日本興業銀行法第三十一條ノ四但書の規定は、當分の間、これを適用しない。

附則
この法律は、臨時資金調整法廃止の日から、これを適用する。

臨時資金調整法の廃止に伴う措置に關する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により第四十三号の末尾に掲載〕

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補填のための一般会計から繰入金に關する法律案

政府は、大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足を補填するため、一般会計から、同会計に繰入金を行うことができる。但し、その金額は、一億三千二百一十四千円を以て限度とする。

政府は、前項の規定による繰入金については、後日、大蔵省預金部特別会計から、その繰入金に相當する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補填のための一般会計から繰入金に關する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により第四十三号の末尾に掲載〕

資金金特別会計法の一部を改正する法律案

資金金特別会計法の一部を次のように改正する。

第二條ノ二 本資金ニ不足ヲ生ジタルキハ一億圓ヲ限リ一般會計ヨ

リ繰入金ヲ爲シ之ヲ補足スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル繰入金ニ付テハ後日本資金ヨリ當該繰入金ニ相當スル金額ニ達スル迄ノ金額ヲ一般會計ニ繰入ルベシ

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

資金金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により第四十三号の末尾に掲載〕

〔梅林時雄君登壇〕
○梅林時雄君 ただいま議題となりました四法律案について、財政及び金融委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、臨時資金調整法を廃止する法律案について申し上げますと、本案は昭和二十二年九月公布施行せられまして以来、物資と資金の需給の適合をはかり、経済秩序を確立することを目的として運用せられてきたのであります。最近の経済情勢は、同法が制定せられました当時とはその様相を異にするに至りましたので、同法の内容についても種々検討を加える必要が生じてきたのであります。そこで、この際一

臨時資金調整法を廃止することが適當であると認められ、政府はここに臨時資金調整法を廃止する法律案を提出いたしましたのであります。

次に、臨時資金調整法の廃止に伴う措置に關する法律案について御説明いたします。ただいま申し上げました臨時資金調整法を廃止する法律案におい

ては、必要なる経過措置に関する規定は、一切掲げていないのであります。もし、そのまま施行せられるとするならば、臨時資金調整法に基いて適法に行われておる行為、あるいは適法に発行したる証券、あるいは証券等はいずれも無効となり、これが処理に關して秩序を乱すこと等のおそれがありますので、ここに経過措置を規定する法律案が提出せられた次第であります。

その要点を申述べますならば、第一は、興業債券及び商工債券等償還期が到来するものに対しては、これを借換えさせる必要があるので、借換えのための発行のみは今後も引続き発行できることとしたのであります。

第二は、臨時資金調整法により金資金特別会計が所有してある興業債券は、今後も引続きこれを所有することができることとなつておるのであります。

第三は、臨時資金調整法に基いて発行せられた貯蓄券、福券、貯蓄債券、戦國債券及びいわゆる宝くじ並びに同法に基いて取扱われていたいわゆる割増金附貯蓄券につきまして、この際繰上償還あるいは預金契約を変更することとは、かえつて弊害を伴うおそれがあるので、今後もそれ、すでに與えられた條件通りにこれを処理し得るものとしたのであります。そのうち割増金附貯蓄券及びいわゆる宝くじについては、その取扱いはたは預金に關して命令が発せられておるため、一切の準備がすでに進行してゐるものは、その分に限り特に今後の新たな取扱いや償還を認めようとするというのであります。

最後に、臨時資金調整法に規定せられておる罰則に關して、同法廃止後もこれを有効とすることが適正であると認められたので、必要なる規定を設けることとするのであります。

次に、繰入金に關する法律案について御説明申し上げます。大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年年度暫定予算における繰入金は、別途提案された昭和二十三年年度特別会計暫定予算に計上してあります。その繰入金は事務費、預金利息、他会計への繰入金、給與特別措置費等、合計一億五千八百三十六万五千円を要するのであります。これは、その固有の歳入といたしましては、預金部資金の運用による利息、有價証券の償還による金等二千六百二十五万一千円でありまして、差引一億三千二百一十四万四千円の出不足を生じておるのであります。

本会計における歳入不足については、借入金をもつてこれを補填する方法も考えられておるのであります。が、これは本会計の性質に鑑み適當でないのみならず、健全財政の趣旨にも副わないと考えられますので、この歳入不足額一億三千二百一十四万四千円については、これを一般会計から繰入れせんとするものであります。

なお今回の措置は、本会計の收支が改善せられるに至りますまでの臨時措置でありますので、後日、本会計の財政状況が健全な状態となつた際、その繰入額に相当する金額は本会計から一般会計へ繰入れることとするため、これに關する規定も設けられることになつております。

最後に、金資金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。金資金特別会計においては、資金の運用として貴金屬の買賣操作を行つておるのでありますが、この操作を行つておるにあつては、産金法等により、新産貴金屬は全部買上げることとするものになつておるのであります。買上貴金屬の國內消費向けの拂下げ等に關しましては、連合司令部の承認を必要とせられておるのであります。

同司令部よりは、四年期ごとに國內消費の必要最小限度の拂下數量を指定されておる關係上、買上貴金屬の金額は常に手持貴金屬の拂下金額を超過してゐるが現況であります。従いまして、この賣買のアンバランスから生ずる資金の不足を、一般会計からの繰入金をもつて補填いたさんとするものであります。しかして、本年三月中における買上貴金屬の支拂所要額は、約三千四百六十九万八千円であり、そのうち三月中旬の資金残高は約四百五十万円であります。差引三千九百一十八万八千円を繰越すこととなり、四月中の買上貴金屬の代金見込額約六千四百八十三万八千円との合計額、約九千九百五十二万八千八の不足を生ずることと相なるのであります。この不足額の端数を切り上げて、一億円を、別途提案の昭和二十三年年度一般会計暫定予算に計上いたしますと、

に相當する代金額は本会計から一般会計へ繰入れることと相なつておるのであります。これ等に関する規定も併せて設けた次第であります。

以上四案は、いづれも本委員会に付託せられたものでありまして、政府よりそれ、提案理由の説明を聴取いたしました後、慎重審議の上、昨三十一日、いづれも討論を省略して、全会一致をもつて原案通り可決いたしましたのであります。

右、簡明ながら御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 四案を一括して採決いたします。四案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。

昭和二十二年年度衆議院予備金支出
昭和二十二年年度國會予備金から昭和二十二年十二月五日までに本院において支出した金額は左の通りである。

支出総額 三二七、〇〇〇円

内 訳

科 目	金 額	理由及積算内訳
昭和二十二年國會所管		議院運営委員会承認年月日
國 費		
予備経費		
衆議院予備経費		
手当及給與金	一三、〇〇〇	
死 亡 手 当	二、〇〇〇	在職中死亡した議員の遺族に対し弔慰金の支給を要するため
		故議員服部崎市君分
		歳費一ヶ年分相当額 昭和二十二年 四二、〇〇〇 八月十五日

めま。よつて四案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第六 昭和二十二年年度衆議院予備金支出の件(承諾を求める件)

○議長(松岡駒吉君) 日程第六、昭和二十二年年度衆議院予備金支出の件を議題といたします。議院運営委員長の報告を求めます。議院運営委員森三樹二君。

報告書

一、昭和二十二年年度衆議院予備金支出の件

右の件につき本院の承諾を求めるため報告する。

昭和二十三年三月三十一日

議院運営委員長 淺沼稻次郎

衆議院議長松岡駒吉殿

	特別手当同上	同年十月三十日
計	六六、〇〇〇	
	故議員田川大吉郎君分	
	歳費一ヶ年分相当額	
	四二、〇〇〇	同年十月三十日
	特別手当同上	
計	六六、〇〇〇	同日
合計	一三二、〇〇〇	
交際費	五、〇〇〇	
議長交際手当	五、〇〇〇	一國政調査のため議員同年派遣に關し交際手当八月二十三日を必要とするため五〇、〇〇〇
消耗品費	一五、〇〇〇	
食糧費	一五、〇〇〇	一委員會用食糧費予算に不足を生じたため所要額七五、〇〇〇
予算	四、五〇〇、〇〇〇	予算額六三〇、〇〇〇
差引予算残額	四、七三、〇〇〇	差引予算不足額一四五、〇〇〇 同年十二月五日
合	計	三七、〇〇〇

〔森三樹二君登壇〕

○森三樹二君 ただいま議題に供せられました昭和二十二年衆議院予備金支出の件について御説明をいたします。
昭和二十二年衆議院予備金のうち、衆議院予備費の予算額は四百五十万円でありまして、昨二十二年十二月五日までに支出した予算金額は総額三十二万七千四百であります。その費途は、昭和二十二年衆議院予備金支出報告

書に詳記してあります通り、在職中逝去せられた議員の遺族に対し支給いたしました弔慰金と、國政調査のため議員派遣に關して旅費立替金として交際手当より支出いたした分並びに委員會食糧費を配分するに際し予算に不足を生じたため支出しました経費でありまして、以上はいずれも、その都度議院運営委員會の御承認を経て支出したものであります。

右、御承諾あらんことを希望いたします。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 本件に承諾を與うるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與うるに決しました。

明日は定刻より本會議を開きます。本日はこれにて散會いたします。

午後六時四十一分散會

出席國務大臣

内閣總理大臣 芦田 均君
兼外務大臣

大藏大臣 北村德太郎君

國務大臣 鈴木 善男君

文部大臣 森戸 辰男君

厚生大臣 竹田 儀一君

農林大臣 永江 一夫君

商工大臣 水谷長三郎君

運輸大臣 岡田 勢一君

國務大臣 一松 定吉君

國務大臣 船田 亨二君

出席政府委員

法制長官 佐藤 達夫君

大藏事務官 福田 赳夫君